

1. 議事日程（第30日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

- (1) 議案第52号 上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- (2) 議案第53号 上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- (3) 議案第54号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (4) 議案第55号 上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第56号 上天草市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第57号 上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

- (1) 請願第 2号 教良木上野々川地区の市道冠水対策実施の請願について
- (2) 陳情第 4号 龍ヶ岳町夏・唐網代地区及び池の浦地区の市道・護岸の整備に関する陳情
- (3) 陳情第 8号 尾越崎区、四郎丸区間排水門の管理について
- (4) 陳情第 9号 亀の迫から南部農免道までの離合箇所設置について

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

- (1) 議案第58号 上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第59号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第60号 上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第61号 上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第62号 上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 予算決算常任委員長報告

- (1) 議案第 6 3 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市一般会計補正予算（第 3 号）
- (2) 議案第 6 4 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- (3) 議案第 6 5 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第 1 号）
- (4) 議案第 6 6 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- (5) 議案第 6 7 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第 1 号）
- (6) 議案第 6 8 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第 1 号）
- (7) 議案第 6 9 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (8) 議案第 7 0 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- (9) 議案第 7 1 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市電気事業特別会計補正予算（第 1 号）
- (10) 議案第 7 2 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (11) 議案第 7 3 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- (12) 議案第 7 4 号 令和元年度（平成 3 1 年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第 1 号）
- (13) 認定第 1 号 平成 3 0 年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第 2 号 平成 3 0 年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- (15) 認定第 3 号 平成 3 0 年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- (16) 認定第 4 号 平成 3 0 年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

日程第 5 議員派遣の件について

日程第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（16名）

議長 園田 一博
1 番 木下 文宣 2 番 何川 誠 3 番 嶋元 秀司
4 番 田中 辰夫 5 番 何川 雅彦 6 番 宮下 昌子
7 番 高橋 健 8 番 小西 涼司 9 番 新宅 靖司
10 番 田中 万里 11 番 北垣 潮 12 番 島田 光久
13 番 津留 和子 14 番 桑原 千知 15 番 西本 輝幸

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀江 隆臣	副 市 長	小嶋 一誠
教 育 長	高倉 利孝	総 務 企 画 部 長	和田 好正
市 民 生 活 部 長	宇藤 竜一	建 設 部 長	小西 裕彰
経 済 振 興 部 長	井手口隆光	教 育 部 長	山下 正
健 康 福 祉 部 長	坂田 結二	上天草総合病院事務長	尾崎 忠男
総 務 課 長	濱崎 裕慈	財 政 課 長	迫本潤一郎
会 計 管 理 者	鬼塚佐栄子	水 道 局 長	山本 一洋
企 画 政 策 課 長	永田 健吾		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	海崎 竜也	局 長 補 佐	山川 康興
主 幹	倉橋 大樹	主 事	竹川 知佐

開議 午前10時00分

○議長(園田 一博君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

日程第 1 総務常任委員長報告

○議長(園田 一博君) 日程第1、総務常任委員長報告。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託いたしました議案第52号、上天草市フルタイ

ム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、ほか5件を議題といたします。

総務常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（新宅 靖司君） おはようございます。総務常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、総務常任委員会に付託されました案件について、去る9月9日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第52号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてでございますが、委員から、現行の嘱託職員の更新については、現在連続した3年や5年の任期という規定があるが、会計年度任用職員に移行した場合、その取り扱いはどうなるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、一会計年度を一つの任期となるので、規定上では再度の任用に関する年数の定めはしないと答弁がありました。

また、委員から、任用にあたり、年齢などの制限はあるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、平等の原則に基づき、年齢、性別、経験年数などの制限はなく、客観的な能力により判断すると答弁がありました。

また、委員から、本市においては、会計年度任用職員が従事する職務内容及び業務量を踏まえ、原則パートタイムでの任用を行うとの説明だが、フルタイムの職員は置かないのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、基本的には、現在の一般職の非常勤と同様に常勤職員の4分の3の勤務時間を引き継ぐような形で考えていると答弁がありました。

また、委員から、本制度に移行した場合、経験年数に応じ給料が段階的に上がっていくということと質疑がありました。これに対し、執行部から、上限を定め経験年数に応じて号給を加算し、給料算定をすると答弁がありました。

また、委員から、本制度に移行する場合、市の人件費はどのように変化するのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、経験年数に応じて支給が変わるが、全て初任給で試算した場合、報酬、期末手当、通勤手当などの総額で、現在と比較し1,100万円ほどの減額となる。また、全て上限額で試算した場合、総額で7,300万円ほどの増額になると答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第53号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号、上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、委員から、自転車の使用料について、貸し出し時間の長さを考えると安価であると思うが、料金の設定はどのような根拠で決められたのかと質疑がありました。これに対し、執

行部から、時間当たりの料金設定にすることも検討したが、利用者に市内の観光施設の見学や食事など、ゆっくり滞在してもらいたいとの思いから、負担感の少ない1回当たりという設定をしたと答弁がありました。

また、委員から、自転車やボルダリングの利用者に対し、傷害保険等は準備するのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、現在のところ、事故が発生した場合は、施設側に瑕疵がない限り、基本的に利用者の自己責任ということで考えている。しかし、施設の安全を担保するため、その場で加入できる保険があるのかを含め、再度、指定管理者と協議したいと答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第57号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、執行部から、報告事項として、総合防災マップ作成に係るスケジュール見直しについて、斎場改修工事の進捗状況について報告がありました。

以上が、本委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。なお、本委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定しましたこともあわせて御報告いたします。

以上で、総務常任委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

これから、総務常任委員会に付託いたしました案件について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決をいたします。

議案第52号、上天草市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第52号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第53号、上天草市パートタイム会計年度任用職員の報酬期末手

当及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第53号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第54号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第54号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第55号、上天草市前島観光拠点施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第55号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第56号、上天草市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第56号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第57号、上天草市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 経済建設常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第2、経済建設常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託いたしました請願第2号、教良木上野々川地区の市道冠水対策実施の請願について、ほか3件を議題といたします。

経済建設常任委員長から、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

○**経済建設常任委員長（嶋元 秀司君）** 経済建設常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、本委員会に付託されました案件について、去る9月10日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、請願第2号、教良木上野々川地区の市道冠水対策実施の請願についてでございますが、現地の状況等を確認するため、現地踏査を行いました。委員から、この事業を行った場合、事業費は幾らになるか。また、財源はどうなるのかと質疑がありました。これに対し、執行部から、地すべりに関しては、概算金額で1億円。また、排水整備を行うのであれば、5,000万円から1億円程度、別途必要であると考えている。財源については、維持工事となれば、単独予算となると思われると答弁がありました。また、委員から、現場を見た限りかなり危ない状態だと感じた。いつ災害が起こるかわからないので、早く手を打つべきだと思うと意見がありました。これに対し、執行部から、地すべりに関しては、県や大学の先生などと協議をしているところであり、排水整備に関する維持工事については、正確な調査をした上で、優先順位等を考え、今後対応していきたいと答弁がありました。また、委員から、危険度が高いところから実施していただき、大事故につながらないような適切な処理を行っていただきたいと意見がありました。このような審査を経まして、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

次に、継続審査となっている陳情第4号、龍ヶ岳町夏・唐網代地区及び池の浦地区の市道護岸の整備に関する陳情についてでございますが、委員から、現在の市道護岸の状況はと質疑がありました。これに対し、執行部から、市道については、池の浦西線というところで、舗装工事を3年ほどかけて施工する予定であり、今年度は11月ごろに発注を計画している。護岸については、現在、海岸港湾区域の機能保全長寿命化計画策定に取り組んでおり、事業費の平準化を図りながら、市内各海岸、漁港の緊急度の高いところから工事に着手していきたいと考えていると答弁がありました。また、委員から、市道の舗装工事については、今年度から工事に着手されること、一方、護岸工事については、長寿命化計画に基づいて市内各漁港、港湾とのバランスをとりながら、施設の状況に応じて順次改修していく必要があり、今回の要望箇所は優先度判断で早急に対応すべき施設ではない。今回の陳情は、護岸工事については、実現可能性から採択できかねるため、舗装工事は実行していくとした上で、不採択とすべきではと意見がありました。このような審査を経まして、全員異議なく不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、陳情第8号、尾越崎区、四郎丸区間排水門の管理についての要望でございますが、現地の状況等を確認するため、現地踏査を行いました。委員から、管理の状況はと質疑がありました。これに対し、執行部から、今回の要望箇所は、三角港に関連する熊本県管理の施設である。よって、要望内容については、市から県へ進達させていただく。また、管理費については、上天草市管内に市が管理する樋門が42施設、県が管理している樋門が19施設、あわせて、61の施設がある。その中で費用を支払っているのが、農地海岸に関連するポンプ場等を併設している部分についてのみ、市から手当を行っていることと答弁がありました。また、委員から、管理費について、

ほかの施設には支払わず、この施設にのみ支払うとなると整合性がとれなくなる。また、管理方法についても、地域を挙げて、また、農業者も含めた中で対策されてはと意見がありました。これに対し、執行部から、地域が要望されている動力施設の設置については、農業農村整備事業として基盤整備がなされることが条件であり、事業の可能性については、地域の農業者の方々と情報収集しながら協議を行っていければと考える。また、樋門の管理方法についても、区長さんと面会する機会を設けて、理解を得るようにしたいと答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく不採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第9号、亀の迫橋から南部農免道路までの離合箇所設置についてでございますが、現地の状況等を確認するため、現地踏査を行いました。委員から、車の通りが多くなってきている。また、ヘリポートに向かう緊急車両の通行もふえており、離合箇所を設置していただきたいと意見がありました。これに対し、執行部から、河川管理面から床版設置は避け、田んぼ側の拡幅が望ましいと考える。用地が確保できたところから、整備を進めていければと考えていると答弁がありました。このような審査を経まして、全員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

次に、執行部から、報告事項として、林道施設単独災害復旧事業に係る予備費充用について報告がございました。

以上が、本委員会で審査した主な内容でございますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、本委員会といたしまして、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことも、あわせて御報告いたします。

以上で、経済建設常任委員長報告を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

10番、田中万里君。

○10番（田中 万里君） おはようございます。2点お尋ねいたします。

まず初めに、陳情第8号、尾越崎、四郎丸区間の排水門の管理についての要望の陳情についてでございます。委員長の報告においては、結論から言うと不採択ということですね。その中で、執行部から、熊本県の管理の施設であるということで、市から県へ進達をするということは、要望書か何かをあげるというような内容でしょうか。

○議長（園田 一博君） 経済建設委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 要望書という形かどうかは、はっきりとはわかりませんが、動力設置については、県にこういった陳情内容があるということを伝えていただくということかと思えます。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） ぜひ、この点は、今後、委員会においても、市がどういう結果でこれを県にあげたかどうかというのは、確認をしていただければと思います。

また、同時に県からのどういう回答があったか等も、不採択であります。継続して審査をしていただければと思います。と同時に、委員会の中でこのやはりほかにも施設があると。樋門だけで42施設、上天草市管内であると。県が管理するのが19施設で61ある中で、例えば、ここだけに動力を付けるということは厳しいということで、この不採択になっております。この辺は、なかなか厳しいのではないかと私も思うんですが、この陳情内容の中には、動力をつけてくださいというのが最終的なお願いになっておりますが、そのなぜ動力をつけてくださいという中に、今後の管理運営についての、もう将来的に管理ができるかどうか不安という内容も含まれております。今回不採択ということになりましたが、ここだけの問題じゃなくて、先ほどと繰り返しになりますが、上天草市管内に42施設の樋門の箇所があります。多分どこの地域においても、今後の維持管理というのは、非常に大きな課題になっているかと思っておりますので、その辺も含めて、経済建設常任委員会においては、今後こういう管理体制についても、何かの機会に議論していただければありがたいと思います。そうしないと、将来的には管理者がいなくなる状況にもなると思っておりますので、ぜひともここに書いてあるように、今後の対策として、その辺をまた議論していただければありがたいと思います。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 田中議員が今質疑されたところの部分では、樋門施設が61施設あって、この部分に関しては、動力設置の要望ではなくて、答弁したところは、管理方法について、61施設で管理費用を支払うのは無理があるというようなところの答弁だったと思いますので、動力設置についての要望が61施設の答弁であったというところは、ちょっと違うと思えますけれども、あとのほうの質疑に関しては、市内全域こういった課題がたくさんある中で、こういった問題が陳情として出てくるのであれば、担当課のほうにおいても、対策等は今後は考えていっていただきたいというようなところは、委員会の中でも全員の方針として、そういった気持ちを持っておられると思っております。

○議長（園田 一博君） 田中万里君。

○10番（田中 万里君） この件については最後になりますが、繰り返しになりますが、樋門の管理については、もう管理をされている箇所というのが、どこでも高齢者が、ほとんどが高齢者ということで、私が一度調査したときには出ておりました。

今後、経済建設常任委員会だけではなく、やはり私が所属しております総務のほうに置いて、消防等も考えて、やはり横の連携を持って、行政と今後のこういうあり方についても考えなくてはならないと思うので、ぜひとも委員会の中でも、樋門管理については、今後、今回の件は不採択となっておりますが、維持管理についても、ぜひとも議論を重ねていただければと思います。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 委員会の中でも、管理者等については、消防団等の理解を得ながら、区長さんと協議を行っていただいたらどうかとか、そういった意見も出ており

ましたので、担当課のほうにも同じ趣旨をもって取り組んでいただきたいと思いますと思っているところ
です。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

6番、宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） 陳情第4号についてですけれども、委員長の報告では不採択ということ
でありました。この陳情の中身を見てみますと、道幅が狭いから自動車の離合ができない箇
所が多い、救急車や消防車の通行にも支障を来しているからという要望と、それと、護岸につ
いては、台風や高潮による崩壊などの被害も想定されるから、老朽化しているしということ
での陳情だったんですが、今委員長の報告を聞きますと、結局、舗装工事は3年かけてするけ
れども、この陳情の内容である道幅拡幅の部分とか、護岸工事とかいうのは、全てできないとい
うことのように思うんですけれども、費用も相当かかることですから大変だとは思いますが、ほかに
たくさんこういう場所があるということだと思いますけれども、これで不採択ということで、
陳情された地域の方々に対して、納得されるのかなというふうに思うんですけれども、その辺
については、行政のほうから地域の方々に話をされるのかどうか。そういうのはどうなっ
てるんでしょうか。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） 先ほど申しましたとおり、舗装については、内容とし
ては、一部採択というような感じですが、陳情の内容としては、護岸整備と、道路の拡
幅、それから、舗装と3点あったわけですので、護岸の改修工事については、市内全域の長寿
命化計画と同等に考えて、必要になった場所から工事をするというような判断だったと思いま
す。

拡幅については、舗装が3年間行われる中で、もし、離合場所等の建設ができるような場所
が、短い距離であるとしたら、そういったところは一部は可能じゃないかなというような話もあ
りましたけれども、全体としては難しいというような話でございましたので、そういったところ
は、6月議会から9月議会まで担当課も調査をしたわけでございますので、しっかりと住民の皆
さんには説明も行っていただきたいと思います。思っております。

○議長（園田 一博君） 宮下昌子君。

○6番（宮下 昌子君） きちんとやはり陳情された方々に納得していただくような説明をしな
いと、また結局同じような陳情が出てくると思うんですね。それで、その辺のところはきちん
と陳情された地域の方々に納得していただけるような説明をしていただければと思います。

○議長（園田 一博君） 委員長。

○経済建設常任委員長（嶋元 秀司君） そのように、しっかりと説明を促していきたいと思っ
ております。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

14番、桑原千知君。

○14番（桑原 千知君） 委員長報告の中でですね。総額2億円の説明があったが、補正で7,000万円も追加するのは考えられないという中で、議論をされたと思いますけど、これだったろ、これじゃなかつたか。これは言われんとか。あとか、すみません。後で言います。

○議長（園田 一博君） ほかにありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。これから、経済建設常任委員会に付託いたしました案件について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について、順次採決をいたします。

請願第2号、教良木上野々川地区の市道冠水対策実施の請願についてを採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、本件は採択することに決定いたしました。

○議長（園田 一博君） 陳情第4号、龍ヶ岳町夏・唐網代地区及び池の浦地区の市道護岸の整備に関する陳情を採決いたします。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採択をいたします。陳情第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立少数です。したがって、陳情第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（園田 一博君） 陳情第8号、尾越崎区、四郎丸区間排水門の管理についての要望を採決いたします。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長報告は採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第8号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立少数です。したがって、陳情第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

○議長（園田 一博君） 陳情第9号、亀の迫橋から南部農免道までの離合箇所設置についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、本件は採択とすることに決定いたしました。

た。

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第3、文教厚生常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第58号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ほか4件を議題といたします。文教厚生常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（田中 辰夫君） おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました案件について、去る9月6日に委員会を開き、審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

議案第58号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案第62号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についての5議案についてでございますが、慎重に審査しました結果、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

審査終了後に、執行部から報告事項として、樋島老人福祉センター大広間エアコン設置について、熊本県水道事業基盤強化推進協議会の検討報告について報告がありました。

以上が、文教厚生常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることと決定しましたことも、ふせて御報告いたします。

最後に、閉会后、所管事務の調査として、現地踏査を実施しましたので、あわせて御報告します。文教厚生委員会では、9月6日委員会の審査終了後、上小学校の教室解体工事及び解体等改修工事に伴い設けられた仮設教室等の現況確認を行いました。委員から、緊急避難経路について、再度十分な確認をしてほしいや、トイレの数が十分かどうか、今後注視してほしい。カーペットの床はダニの発生等も懸念されるため、しっかりとした衛生管理をすべき等、防災や衛生面についての意見がありました。

これに対して、執行部からは、学校と連携を図り安心安全な学校生活を送れるよう細心の注意を払い、工事を進めるとの説明がありました。文教厚生常任委員会としても、改修工事が2年程度と長期にわたることから、今後も適切な学習環境が維持できるよう、所管課と連携を図り調査を続けてまいります。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（園田 一博君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

これから文教厚生常任委員会に付託いたしました案件について討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。

ただいま委員長から報告がありました案件について順次採決をいたします。

○議長（園田 一博君） 議案第58号、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第59号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第60号、上天草市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第61号、上天草市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第62号、上天草市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対

する委員長報告は可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第62号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 4 予算決算常任委員長報告

○議長（園田 一博君） 日程第4、予算決算常任委員長報告。

さきの本会議におきまして、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第63号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第3号）、ほか15件を議題といたします。

予算決算常任委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（田中 万里君） おはようございます。

予算決算常任委員会委員長報告を申し上げます。

さきの予算決算常任委員会において、予算決算常任委員会に付託を受けました議案第63号から認定第4号までの16議案について、9月5日から10日、17日から19日及び24日の延べ8日間にわたり、予算決算常任委員会及び各分科会を開催し、内容について慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、9月6日、9日、10日の3日間にわたり、議案第63号から議案第74号の令和元年度（平成31年度）各会計補正予算についての審査を行いました。議案第63号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第3号）については、移住支援金の採択方法、羽田空港での実施予定のプロモーション事業内容、結婚チャレンジ補助金の詳細、上天草市警察署整備に伴う工作物の移転先、公共マネジメント基金積立金の活用方法、合津地区排水整備測量設計業務の内容、永浦樋合2号線工事に関するこれまでの経緯、プレミアム付商品券の利用施設、天草メディカルネット更新費用負担金に係る補正予算要求の理由、障害者自立支援給付費等国庫負担金の過年度分返還金が多額となった理由、教良木小学校屋根漏水調査及び改修の着工時期などについて質疑がありました。

このような審査を経まして、採決の結果、議案第63号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号から議案第70号については、慎重に審査しました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第71号、令和元年度（平成31年度）上天草市電気事業特別会計補正予算については、余剰金の取り扱いに関して質疑があり、採決の結果、議案第71号は、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第72号から議案第74号については、慎重に審査をしました結果、全員異議な

く原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、9月17日から19日の3日間にわたり、認定第1号から認定第4号の平成30年度歳入歳出決算及び事業会計決算認定について審査を行いました。認定第1号、平成30年度上天草市歳入歳出決算の認定については、広報広聴事業の内容、行政区の再編、選挙投票率向上の取り組み、株式等譲渡所得割交付金の減額、公共交通対策事業の増額要因、移住情報サイトの保守管理業務の契約内容、地域おこし協力隊活動助成金の支出対象、防災行政無線屋外拡声支局の蓄電の機能、各支所における現場作業員の業務内容、固定資産税調定額減額の理由、軽自動車税の不納欠損額の詳細、弁済契約金に係る今後の対応、遊休養殖場を活用したアサリブランドづくり事業の成果、イノシシ捕獲用大型囲い罟の実績、さんばーの剰余金と協定書の見直し、農林水産物ブランド化推進業務の実績、電気フライヤーの活用と移管、物揚場利用使用料滞納繰越分に係る徴収対策、天草四郎ミュージアム特別会計瞑想空間定期公演実施業務の効果、家裏などの樹木伐採に係る補助制度の創設、奨学金資金収入の過年度分に係る収納率アップの対策、スポーツ合宿等誘致推進助成金の支出状況、児童福祉費負担金及び公立保育園と使用料の滞納繰越分に係る収納率アップの対策、児童福祉費負担金補助及び交付金に係る不用額の利用などについて質疑がありました。

また、分科会審査の報告に対し、さんばーの剰余金や電気フライヤーの取り扱い、住宅リフォーム等支援補助金、下水道事業会計の不納欠損及び弁済契約金について質疑がありました。

次に、認定第2号については、年間有収水量率の現状及び今後の対策について質疑がありました。

次に、認定第4号、上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定については、医師確保の対策について、これまでの取り組みと、市との連携等について質疑がありました。また、分科会審査報告に対し、委員から令和元年度以降の医師確保に対する具体的取り組みについても質疑がありました。このような審査を経まして、認定第1号から認定第4号については、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上が、予算決算常任委員会で審査した内容でありますので、よろしく御協議いただき、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上で、予算決算常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（園田 一博君） 以上で、予算決算常任委員長の報告は終わりました。ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） これで質疑を終わります。

これから、予算決算常任委員会に付託いたしました案件について討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 討論なしと認めます。ただいま委員長から報告がありました案件につ

いて、順次採決をいたします。

○議長（園田 一博君） 議案第63号、令和元年度（平成31年度）上天草市一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第64号、令和元年度（平成31年度）上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第64号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第65号、令和元年度（平成31年度）上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第66号、令和元年度（平成31年度）上天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第67号、令和元年度（平成31年度）上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 議案第68号、令和元年度（平成31年度）上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第68号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長（園田 一博君） 議案第69号、令和元年度（平成31年度）上天草市物揚場造成事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長（園田 一博君） 議案第70号、令和元年度（平成31年度）上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長（園田 一博君） 議案第71号、令和元年度（平成31年度）上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長（園田 一博君） 議案第72号、令和元年度（平成31年度）上天草市水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長（園田 一博君） 議案第73号、令和元年度（平成31年度）上天草市下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。
- 議長（園田 一博君） 議案第74号、令和元年度（平成31年度）上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案に対する委員長報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（園田 一博君） 認定第1号、平成30年度上天草市歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

○議長（園田 一博君） 認定第2号、平成30年度上天草市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第2号は、認定することに決定いたしました。

○議長（園田 一博君） 認定第3号、平成30年度上天草市下水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第3号は、認定することに決定いたしました。

○議長（園田 一博君） 認定第4号、平成30年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（園田 一博君） 起立多数です。したがって、認定第4号は、認定することに決定いたしました。

日程第 5 議員派遣の件について

○議長（園田 一博君） 日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件は会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。
お諮りいたします。ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、本職に一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、変更する場合は、本職に一任することに決定いたしました。

日程第 6 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

○議長（園田 一博君） 日程第6、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、各委員会の委員長から、所管事務調査について閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田 一博君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年度（平成31年度）第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時06分